ACSES ニュースレター_２２９１号（2022 年４月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（30 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８１報）〈厚生労働省〉
・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定の解除について〈環境省〉
・令和２年度 大気環境における放射性物質のモニタリング結果について〈環境省〉
[原子力施設全般]
・原発の火災感知器など４０００台、不正に検定合格…納品会社「機能に問題ない」が全台交換へ〈新聞報道〉
・原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の一部を改正する命令（経済産業省令・原子力規制委員会規則第 1 号）〈官報〉
[大災害対策]
・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（内閣府告示第 37 号）〈官報〉
・「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の公表について〈環境省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布について〈環境省〉
◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）〈官報〉
◇指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 35 号）〈官報〉
[4] 「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」の公表について〈環境省・経済産業省〉
[5] 医療用エックス線装置基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 114 号）〈官報〉
[6] 健康安全
◇労働安全衛生法第七十条の二第一項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示（厚生労働省）〈官報〉
◇労働安全衛生法第百四条第三項の規定に基づく労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針に関する公示（厚生労働省）〈官報〉
[7] 医薬品

枝垂桜（シダレザクラ）

◇予防接種情報〈厚生労働省〉
◇ＨＰＶワクチンの接種を逃した方へ～キャッチアップ接種のご案内～〈厚生労働省〉
[8] 食品安全衛生関係
◇「令和４年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」を策定しました〈農林水産省〉
[9] 温暖化対策関係
◇日本とバングラデシュの間で二国間クレジット制度（JCM）のクレジットが初めて発行決定されました〈環境省〉
[10] 環境安全関係
◇（仮称） 新城・設楽風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[11] 環境教育
◇環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」の作成について〈環境省〉
◇佐賀県玄海町バイオガス発電事業への出資決定について〈環境省〉
[12] 省エネルギー
◇工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業省告示第 81 号）〈官報〉
◇一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（経済産業省告示第 82 号）〈官報〉
◇事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の全部を改正する告示（経済産業省告示第 81 号）〈官報〉
◇省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用を開始します〈経済産業省〉
[13] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ ４件 ［公募結果、意見募集結果］ １件 ［統計資料］ ３件
[14] その他省庁発表 ３件
[15] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ １件 ［開催記録、報告、資料等］ ４件
[16] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件 ◇その他：５件
[付録]
◇消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布〈総務省消防庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について
＜環境省 2022 年 3 月 31 日＞ https://www.env.go.jp/press/110790.html
環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和４年３月31日（木）に行い、判定結果を機構に通知しましたのでお知らせします。
◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）
医療費等の申請に係る155件、特別遺族弔慰金等の請求に係る31件について医学的判定を行いました※１ 。
これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、

機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。
※１　うち 37件（医療費等：28件、特別遺族弔慰金等：９件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。
添付資料
別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117717.pdf

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８１報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d43JpW3AV9TzTtTlY
１　自治体の検査結果
札幌市、青森県、宮城県、群馬県、さいたま市、東京都、横浜市、新潟県、大阪府、大阪市、枚方市、徳島県、松山市
※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　７件

No.679	福島県産	イノシシ	(Cs：190 Bq/kg)
No.693	福島県産	イノシシ	(Cs：270 Bq/kg)
No.694	福島県産	イノシシ	(Cs：280 Bq/kg)
No.695	福島県産	イノシシ	(Cs：240 Bq/kg)
No.696	福島県産	イノシシ	(Cs：220 Bq/kg)
No.697	福島県産	イノシシ	(Cs：320 Bq/kg)
No.698	福島県産	イノシシ	(Cs：280 Bq/kg)

・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定の解除について
＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110812.html
放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域として指定されている福島県田村市、汚染状況重点調査地域として指定されている本宮市及び桑折町について、本日付けで指定を解除しました。
汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定解除は１例目、汚染状況重点調査地域の指定解除は 19 例目～21 例目となります。これにより、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域として指定されている市町村は 10 市町村、汚染状況重点調査地域として指定されている市町村は 83 市町村（福島県以外の市町村を含む。）になります。
※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」
１．経緯（地域の指定及び事業の実施状況について）
本指定（「汚染廃棄物対策地域」、「除染特別地域」及び「汚染状況重点調査地域」の指定）は、平成 23 年(2011 年)12 月に、国及び市町村が廃棄物処理及び除染を行う対象範囲として、環境大臣が指定したものです。それぞれの地域指定の概要は、以下のとおりです。
- 「汚染廃棄物対策地域」

国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域。
- 「除染特別地域」

国が土壌等の除染等の措置等を実施する必要がある地域。
- 「汚染状況重点調査地域」

その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定を行うことが必要な地域として、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる又はそのおそれが著しいと認められる区域を含む市町村の地域。市町村等が除染を実施する。

具体的には、「汚染廃棄物対策地域」及び「除染特別地域」として、福島第一原子力発電所周辺の 11 市町村の主に避難指示が出された区域（当時の警戒区域及び計画的避難区域）が指定され、「汚染状況重点調査地域」としては、福島県内外の 104 市町村が指定されました。

これらの区域について、「除染特別地域」においては帰還困難区域を除いて平成 29 年３月までに、「汚染状況重点調査地域」においては平成 30 年３月までに、それぞれ環境省、市町村等による面的な除染が完了しています。

２．今回の地域指定の解除について

放射性物質汚染対処特別措置法において、当該指定は、指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは区域の変更又は指定の解除ができることとされています。

「汚染廃棄物対策地域」及び「除染特別地域」として一部の区域が指定されている福島県田村市については、当該区域の避難指示が既に解除されたことに加え、予定していた事業が完了※し、″国が廃棄物処理及び除染等を実施する必要がある地域″という、指定の要件となった事実に変更が生じています。以上から、法律の規定に基づき、福島県知事及び田村市長へ意見聴取を行ったところ、指定を解除して差し支えない旨の回答があったところです。

※田村市における環境省による事業実施状況

・汚染廃棄物対策地域において、令和２年 12 月までに対策地域内廃棄物の処理が完了

・除染特別地域において、平成 25 年６月までに面的な除染が完了　　等

また、「汚染状況重点調査地域」として指定された田村市、本宮市及び桑折町については、市町全域の平均的な空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となっており、″毎時 0.23 マイクロシーベルトを超えるおそれがある区域″という指定の要件となった事実に変更が生じています。以上から、法律の規定に基づき、福島県知事並びに田村市長、本宮市長及び桑折町長へ意見聴取を行ったところ、指定を解除して差し支えない旨の回答があったところです。

これらのことから今般、「汚染廃棄物対策地域」、「除染特別地域」及び「汚染状況重点調査地域」の指定の解除を本日行い、告示しましたので、お知らせします。

■　今回指定を解除した汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の区域

県名	市町村数	指定を解除した区域	指定された年月日
福島県	1	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の区域（田村市の区域に限る。）	平成 23 年 12 月 28 日

■　今回指定を解除した汚染状況重点調査地域の区域

県名	市町村数	指定を解除した区域	指定された年月日
福島県	3	田村市の区域（除染特別地域に係る区域を除く。）	平成 23 年 12 月 28 日
		本宮市の区域	平成 23 年 12 月 28 日
		桑折町の区域	平成 23 年 12 月 28 日

・令和２年度 大気環境における放射性物質のモニタリング結果について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110776.html

環境省では、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第22条第３項に基づき、放射性物質による大気の汚染の状況の常時監視（モニタリング）を行っています。今般、令和２年度のモニタリング結果を取りまとめましたのでお知らせします。全国の測定地点（308地点）の空間放射線量率は、過去の調査結果と比べて特段の変化は見られませんでした。

１．大気汚染防止法に基づく放射性物質のモニタリング

環境省では、大気汚染防止法に基づき、放射性物質による大気汚染状況の常時監視（モニタリング）を行っています。

具体的には、環境省が離島等で実施している環境放射線等モニタリング調査における測定結果及び原子力規制委員会が各都道府県で実施している環境放射能水準調査等における測定結果を取りまとめています。

測定は、放射性物質の放射線量（空間放射線量率）及び大気浮遊じんの放射能濃度並びに大気浮遊じん及び大気降下物中の核種分析を行っており、このうち、環境省が行っている空間放射線量率並びに大気浮遊じんの全アルファ及び全ベータ放射能濃度等の測定結果については、随時、速報値としてインターネット上で公表しています。　https://housyasen.env.go.jp/

なお、令和２年度に、環境省が環境放射線等モニタリング調査において行った大気浮遊じんの全アルファ及び全ベータ放射能濃度並びに土壌及び陸水の核種分析の調査結果を含めた調査結果の詳細は、以下の環境省ホームページに掲載しています。　https://www.env.go.jp/air/rmcm/conf_cm3.html

２．測定結果の概要

（１）測定期間

令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

（２）測定項目

ア　空間放射線量率

イ　核種分析（大気浮遊じん、大気降下物）

（３）測定地点

ア　空間放射線量率

308地点　（環境放射線等モニタリング調査10地点、環境放射能水準調査等298地点）

イ　核種分析

①大気浮遊じん

58地点　（環境放射線等モニタリング調査10地点、環境放射能水準調査48地点）

②大気降下物

51地点　（環境放射線等モニタリング調査４地点、環境放射能水準調査47地）

（４）評価方法

・　空間放射線量率、大気浮遊じん及び大気降下物の核種分析のデータを対象として、降雨等の気象データを参考に、直近の過去３年間（平成29年４月から令和２年３月）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の前３年間（平成20年１月から平成22年12月）の調査結果と比較し評価を行いました。

・　得られたデータの最大値、最小値及び平均値を求め、変動範囲を確認しました。

（５）測定結果と評価

ア　空間放射線量率

①全国の空間放射線量率の範囲は、0.004～0.300μSv/h注１（マイクロシーベルト毎時）でした。今回の調査結果は、過去の調査結果（過去３年間及び原発事故の前３年間のデータ）と比べて特段の変化は見られませんでした。注２

②全国308地点のうち、過去の調査結果（過去３年間及び原発事故の前３年間のデータ）と比べて最大値が高かった92地点については、降雨が確認されており、一時的な上昇であることから自然現象に伴う空間放射線量率の変動と考えられます。

③原発事故後に空間放射線量率が上昇した東北及び関東の地点については、空間放射線量率の平均値は過去３年間の調査結果と比べて減少若しくは同等となっています。

（注１）本公表では、1Gy/h（グレイ毎時）=1Sv/h（シーベルト毎時）と換算して表示しています。

（注２）「特段の変化」とは、今回の測定結果が、直近の過去３年間（平成29年４月から令和２年３月）及び原発事故の前３年間（平成20年1月から22年12月）の調査結果と比較して外れた値ではない（降水による空間放射線量率の一時的な上昇及び移設等による周辺環境の変化に伴う値の変化を除く。）ことを専門的評価を受けて確認したものです。

イ　核種分析

①大気浮遊じん

・　γ線スペクトロメトリーによって大気浮遊じんを分析した結果、一部の調査地点では、人工放射性核種であるセシウム137がわずかに検出されたものの、ほぼ全ての地点において不検出でした。なお、セシウム134についてはすべての地点で不検出でした。

・　大気浮遊じんを分析した結果は、概ね過去の調査結果と比べて特段の変化は見られなかったことから、新たな事象による人工放射性核種の影響は認められなかったものと考えられます。

②大気降下物

・　γ線スペクトロメトリーによって大気降下物を分析した結果、一部の調査地点では、人工放射性核種であるセシウム134及びセシウム137が検出されたものの、ほとんどの地点において不検出かあるいはわずかの検出でした。

・　大気降下物を分析した結果は、概ね過去の調査結果と比べて特段の変化は見られなかったことから、新たな事象による人工放射性核種の影響は認められなかったものと考えられます。

３．今後の予定

環境省では、令和３年度も引き続き、全国の離島等の10地点において大気環境における放射性物質のモニタリングを実施中です。この結果については、原子力規制委員会が各都道府県において実施している環境放射能水準調査等と合わせて令和５年３月に公表する予定です。

[原子力施設全般]

・原発の火災感知器など４０００台、不正に検定合格…納品会社「機能に問題ない」が全台交換へ

＜読売新聞　2022 年 3 月 31 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/1e1fc86b4188e38655a63f53bcc93611787074c2

東京電力は３１日、新潟県の柏崎刈羽と福島県の福島第一の両原子力発電所に設置されている火災感知器と通信用中継器計約４０００台が、不正な手段で検定に合格していた製品だったと発表した。納品したメーカー「日本フェンオール」（東京都千代田区）は同日、不正を認め、全製品を交換すると発表した。

日本フェンオールによると、問題の製品は２０２０年１０月までの約７年間に製造した感知器と中継器の計９６３３台で、原発や商業ビル、病院、工場などに納品したという。総務省が承認した部品とは異なる部品で製造し、その事実の発覚を防ぐため不正な手段で適合検定に合格していた。同社は「機能に問題はない」としているが、今後全製品の交換を進める。

東電は問題の製品が柏崎刈羽原発で３５９５台、福島第一原発で４３０台が設置されていることを確認。日本フェンオールに対し原因究明と対策の報告を求めている。原子力規制庁によると、他に九州電力玄海原発（佐賀県）や日本原子力研究開発機構大洗研究所（茨城県）でも問題の製品が使用されているという。

・原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の一部を改正する命令（経済産業省令・原子力規制委員会規則第１号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 70 号　750～754 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700750f.html

---

[大災害対策]

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（内閣府告示第 37 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 70 号　860～862 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700860f.html

○内閣府告示第 37 号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和４年３月 31 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」の改正条文の見出しのみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（被災した住宅の応急修理）

（学用品の給与）

（埋葬）

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

・<u>「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の公表について</u>

＜環境省　2022 年３月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110851.html

環境省では、大規模な地震や豪雨など災害の発生に起因する化学物質の漏洩・流出などの事故が発生する可能性が高まっていることから、地方公共団体環境部局の災害・事故対応を更に充実、強化していくことを目的として、「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」を策定しましたのでお知らせします。

１．概要

近年、大規模な地震や豪雨など災害の発生に起因する化学物質の漏洩・流出などの事故が発生する可能性が高まっています。化学物質の漏洩や流出等が生じ、人の健康及び環境への影響が懸念される場合、地方公共団体の環境部局では、他の関係部局と連携して被害を最小限に食い止めるとともに、事故時における環境リスクの一時的な増加への懸念に対し、事故情報の収集、地域住民への適切な情報提供等速やかな対応が求められます。また、事故の発生後にも、モニタリングの実施、回復状況のフォロー、再発防止等の指導等、様々な対応が必要となります。

これらを踏まえ、災害への備えも念頭に、地方公共団体の環境部局における化学物質に係る事故等への対応を更に充実、強化していくことを目的として、平成21年度に策定した「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の見直しを行い、新たに「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」（以下「本手引き」という。）を策定しました。本手引きは、地方公共団体における、災害への備えも念頭においた事故対応マニュアル作成の一助となる参考資料として取りまとめたものです。

２．今後の対応

今後、本手引きについての周知を図るとともに、全国の環境部局が対応した事故事例に関する情報の収集・整理等を行い、その結果を共有する予定です。

****

[2] *<u>[特集] 新型コロナウイルス感染症</u>*

[状況]

<u>◇省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年３月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-QNHK-NO2Vp9wF1rY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2022 年３月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=oVsfc7sWgQIlmAQzY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月 31 日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=tU8LZ68ClRYxjBUnY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9md8TmUA4CnGpSxY

[対策・予防]
◇省庁発表

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=OcOH6yOOGZq9AJWrY
****

[3] 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110850.html

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を本日公布し、一部の規定については本日から施行されますので、お知らせします。

あわせて、令和４年２月１日（火）から令和４年３月２日（水）まで実施した本省令案に対する意見募集（パブリックコメント）について、寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

１．改正の趣旨

令和３年10月に公布された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「政令」という。）による対象物質の見直し等に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）について所要の改正を行うものです。

２．改正の内容

（１）下水道法改正に伴う改正（施行規則第４条関係）

下水道法第25条の18を引用している施行規則第４条第１号ニの規定を改正するものです。

（２）特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第４条関係）

大気汚染防止法の一部を改正する法律において、水銀に関する水俣条約の担保措置として、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に、水銀排出施設設置等の届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定の義務が課されたことを受け、水銀及びその化合物を、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質に追加するものです。

（３）対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）

政令において新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第６条第１項に定める第一種指定化学物質の属する分類の名称※（対応化学物質分類名）を付与するため、別表を改正するものです。

※法第６条第１項に基づき、第一種指定化学物質等取扱事業者は届出に係る第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が企業秘密に当たるときは、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類の名称をもって届け出ることを主務大臣に請求できることとされている。

（４）第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第１関係）

指定化学物質ごとに付与する管理番号を用いて届出を行うよう、様式第１を変更します。その他所要の改正を行うものです。

（５）電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第４関係）

通信方式として、ダイヤルアップ方式又はインターネット方式を選択することとしていましたが、様式第４か

ら通信方式の選択欄を削除するものです。

（６）電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）

令和４年度から令和６年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を、施行規則第５条に規定する６月３０日から７月３１日に１か月間延長します。

３．施行期日　　施行：令和５年４月１日（土）

ただし、２．（1）、（2）及び（6）の規定は公布日と同日。

改正後の第一種指定化学物質排出量等届出様式による対象物質の排出・移動量の届出は令和６年度から実施。

４．パブリックコメントの実施結果

（1）意見募集期間　　令和４年２月１日（火）～令和４年３月２日（水）

（2）御意見の提出件数　　提出意見数　　８件

（3）御意見に対する対応

寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方は、別添３のとおりです。　　―省略―

添付資料

別添１　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令概要

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117806.pdf

別添２　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する省令　条文

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117807.pdf

別添３　「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117808.pdf

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　88～97 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700088f.html

〇財務省 、文部科学省 、厚生労働省 、 農林水産省 、経済産業省 、国土交通省 、 環境省 、防衛省令第１号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）の施行に伴い、並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第二十一条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年3月31日

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　伸介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　　壯
防衛大臣　岸　　信夫

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（排出量及び移動量の把握） **第四条**　法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。 イ～ハ　［略］ 二　下水道終末処理施設が設置されている事業所にあっては、次に掲げる事項 ⑴　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）　第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ⑵　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設から　の排出量 ホ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設べにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 ⑴～⑶　［略］ ⑷　大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 へ　処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 ⑴・⑵　［略］	（排出量及び移動量の把握） **第四条**　法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。 イ～ハ　［略］ 二　下水道終末処理施設が設置されている事業所にあっては、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ［新設］ ［新設］ ホ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設べにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 ⑴～⑶　［略］ ［新設］ へ　処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 ⑴・⑵　［略］

⑶　大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ト・チ　　［略］ 二・三　　［略］ **別表**（第七条関係）	［新設］ ト・チ　　［略］ 二・三　　［略］ **別表**（第七条関係）

対応化学物質分類名	名上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	令別表第一第一号、第四十八号、第五十一号、第六十二号、第九十一号、第九十七号、第九十九号、第百五号、第百十一号、第百十二号、第百五十六号、第百六十四号、第二百七十二号、第二百七十四号、第二百七十六号、第二百七十七号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十三号、第三百十一号、第三百十四号、第三百五十三号から第三百五十五号まで、第三百六十一号、第三百六十三号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百七十九号、第四百十四号、第四百四十四号、第四百四十五号、第四百五十八号、第四百六十五号、第五百五号及び第五百八号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第五十四号、第八十九号、第九十号、第百二十号、第百二十九号、第百三十号、第百三十七号、第百三十八号、第百四十七号、第百五十号、第百五十一号、第百五十四号、第百七十一号、第百八十一号から第百八十三号まで、第百八十七号、第百八十九号、第百九十号、第二百二号、第二百四号、第二百六号、第二百七号、第二百十二号、第二百十三号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百三十八号、第三百号、第三百一号、第三百四号、第三百二十三号から第三百二十六号まで、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十七号、第三百四十三号、第三百九十三号、第四百二十号、第四百二十三号、第四百二十四号、第四百二十七号から第四百二十九号まで、第四百三十六号、第四百三十九号及び第四百四十二号に掲げる第一種指定化学物質

対応化学物質分類名	名上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	令別表第一第一号、第十一号、第三十一号、第三十三号、第四十四号、第七十一号、第七十五号、第七十七号、第八十二号、第八十七号、第八十八号、第百三十二号、第百三十七号、第百四十四号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百七十二号、第三百四号、第三百五号、第三百七号から第三百九号まで、第三百十八号、第三百二十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百七十四号、第三百八十七号、第三百九十四号、第三百九十五号、第四百五号、第四百十二号、第四百五十三号及び第四百五十六号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第三十六号、第七十二号、第九十四号、第百三号から第百七号まで、第百二十三号、第百二十六号から第百二十八号まで、第百三十一号、第百四十九号、第百五十七号から第百五十九号まで、第百六十一号、第百六十三号、第百六十四号、第百七十六号から第百七十九号まで、第百八十五号、第百八十六号、第二百九号、第二百十一号、第二百六十二号、第二百六十三号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十四号、第二百八十八号、第二百八十九号、第三百五十一号、第三百八十号から第三百八十二号まで、第三百八十四号から第三百八十六号まで及び第三百九十二号に掲げる第一種指定化学物質

第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第十二号、第十五号、第十七号、第二十一号、第二十八号、第二十九号、第三十四号、第三十七号から第四十一号まで、第六十七号、第七十五号から第七十九号まで、第八十六号から第八十八号まで、第九十四号、第百七号、第百九号、第百六十六号、第百七十号、第二百五号、第二百二十四号、第二百四十五号、第二百四十八号から第二百五十号まで、第二百五十二号、第二百五十三号、第二百六十七号、第二百九十四号、第三百七号、第三百十五号、第三百十六号、第三百二十号から第三百二十二号まで、第三百二十七号、第三百三十五号、第三百三十八号、第三百三十九号、第三百四十一号、第三百六十号、第三百六十二号、第三百六十四号、第三百六十五号、第四百十五号、第四百十六号、第四百三十一号、第四百三十四号、第四百六十号、第四百六十四号、第四百七十二号、第四百八十一号、第四百九十号、第五百一号及び第五百四号に掲げる第一種指定化学物質	第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第十号、第十二号、第二十号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十五号、第四十五号、第五十六号から第五十九号まで、第六十五号から第六十八号まで、第七十三号、第八十四号、第八十五号、第百四十五号、第二百十八号、第二百十九号、第二百二十三号、第二百二十四号、第二百二十六号、第二百五十七号、第二百六十九号、第二百七十三号、第二百七十四号、第二百七十六号から第二百七十八号まで、第二百八十五号、第二百九十二号、第二百九十五号、第三百十七号、第三百十九号、第三百五十九号、第三百六十六号、第三百七十五号、第三百七十九号、第三百八十九号、第三百九十号、第四百七号、第四百十一号、第四百二十三号及び第四百三十七号に掲げる第一種指定化学物質
第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第二号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号、第三十二号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第六十一号、第八十号、第九十八号、第百二十三号、第百五十七号から第百六十号まで、第百六十二号、第二百三十七号、第二百四十二号、第二百四十七号、第二百六十四号、第三百五号、第三百八号、第三百十七号、第三百五十六号、第三百六十八号、第三百七十六号、第四百号、第四百三十七号、第四百四十六号、第四百六十六号、第四百六十八号、第四百六十九号、第四百七十四号、第四百八十四号及び第四百九十四号に掲げる第一種指定化学物質	第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第百二十二号、第百三十三号から第百三十五号まで、第百四十一号、第二百十号、第二百十三号、第二百三十二号、第二百五十六号、第二百六十七号、第二百八十二号、第三百六号、第三百十号、第四百十四号から第四百二十号まで、第四百三十四号及び第四百四十三号に掲げる第一種指定化学物質
第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第四十六号、第八十一号、第八十二号、第百号、第百八号、第百七十四号、第二百二十一号、第二百二十二号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百五十四号、第二百八十四	第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第四十三号、第六十一号、第六十二号、第百五十二号、第百九十三号、第百九十七号、第百九十八号、第二百十二号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百四

	号、第二百九十七号、第三百九号、第三百十八号、第三百四十八号、第三百七十号、第三百七十一号、第三百七十七号、第三百八十号、第四百十九号、第四百三十五号、第四百四十七号、第四百六十三号、第四百七十一号、第四百七十九号、第四百八十号、第五百六号、第五百七号、第五百十号から第五百十二号まで及び第五百十五号に掲げる第一種指定化学物質		十五号、第二百五十九号、第二百六十八号、第二百七十五号、第三百十三号、第三百二十八号、第三百二十九号、第三百三十一号、第三百七十八号、第三百九十一号、第三百九十六号、第四百九号、第四百二十四号、第四百三十三号、第四百五十七号から第四百五十九号まで及び第四百六十二号に掲げる第一種指定化学物質
第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）	令別表第一第七十三号、第百三号、第百六号、第百四十九号、第二百八号、第二百七十五号、第三百三十二号、第三百四十二号、第三百四十七号、第四百四十八号、第四百五十号、第四百五十二号及び第四百八十二号に掲げる第一種指定化学物質に掲げる第一種指定化学物	第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）	令別表第一第五十三号、第八十号、第八十三号、第九十七号、第百九号、第百十号、第百二十五号、第百六十五号、第百八十一号、第二百二号、第二百四十号、第二百九十号、第二百九十六号、第二百九十七号、第三百号、第三百九十七号、第三百九十八号、第四百号及び第四百三十六号に掲げる第一種指定化学物質
第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一令別表第一第二十号、第四十四号、第七十号、第百十三号、第百十八号、第百十九号、第百二十四号、第百二十五号、第百八十号、第百九十七号、第二百号、第二百二十七号、第二百二十九号、第二百六十号、第三百三十六号、第三百四十六号、第三百五十七号から第三百五十九号まで及び第三百九十号に掲げる第一種指定化学物質に掲げる第一種指定化学物質	第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第百号から第百二号まで、第百十一号、第百十二号、第百五十六号、第百六十六号、第百六十七号、第百六十九号、第百七十四号、第二百号、第二百三号、第二百五号、第二百十四号から第二百十六号まで、第二百三十号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一号、第三百十二号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、第三百四十五号、第三百四十八号及び第四百三十二号に掲げる第一種指定化学物質
第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一第二十四号、第二十五号、第三十言耳第四十二号、第四十三号、第五十七号、第五十八号、第八十四号、第八十五号、第九十五号、第百言耳第百二号、第百十号、第百二十七号、第百四十六号、第百六十三号、第二百言耳第二百二十八号、第二百三十二号、第二百四十号、第二百九十五号、第三百二十九号、第三百八十言耳第三百八十七号、第三百九十言耳第四百十号から第四百十二号まで、第四百四十九号、第四百五十言耳第四百五十七号、第四百六十言耳第四百六十二号及び	第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一第十七号、第二十三号、第二十四号、第六十四号、第六十九号、第七十四号、第七十八号、第七十九号、第八十六号、第百二十号、第百二十言耳第百二十九号、第百三十号、第百三十六号、第百四十二号、第百四十三号、第百七十五号、第二百言耳第二百四号、第二百七号、第二百八号、第二百四十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号、第三百十言耳第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十号、第三百三十五号、第三百三十六号、

	第四百九十九号に掲げる第一種指定化学物質			第三百四十三号、第三百四十四号、第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百七十三号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第四百十号、第四百四十号、第四百四十一号及び第四百五十一号に掲げる第一種指定化学物質
第九分類（カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物）	令別表第一第四十五号、第四十七号、第五十二号、第五十三号、第五十六号、第六十号、第六十五号、第七十二号、第九十三号、第百三十九号、第百四十八号、第百六十言耳第百六十八号、第百七十六号、第百七十八号、第百七十九号、第百八十八号、第百九十言耳第二百十言耳第二百十四号、第二百十六号、第二百四十六号、第二百六十三号、第二百六十六号、第二百七十言耳第二百九十八号、第三百三号、第三百六号、第三百十二号、第三百十三号、第三百四十号、第三百四十五号、第三百五十号、第三百八十二号、第三百九十二号、第三百九十四号から第三百九十七号まで、第四百言耳第四百三号、第四百五号、第四百六号、第四百十三号、第四百十七号、第四百三十八号、第四百五十三号、第四百六十七号、第四百七十三号、第四百七十七号、第四百八十五号、第四百九十三号、第四百九十五号、第四百九十六号、第五百号及び第五百二号に掲げる第一種指定化学物質	第九分類（カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物）	令別表第一第三十号、第三十四号、第四十言耳第五十二号、第百八号、第百二十四号、第百三十八号から第百四十号まで、第百四十七号、第百五十四号、第百六十二号、第百八十四号、第百八十八号、第二百二十二号、第二百三十六号、第二百六十号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十号、第二百七十言耳第二百九十八号、第三百三十四号、第三百三十七号、第三百五十号、第三百五十二号から第三百五十六号まで、第三百五十八号、第三百六十言耳第三百六十九号、第三百七十六号、第四百言耳第四百十三号、第四百二十五号、第四百二十八号、第四百四十二号、第四百四十四号、第四百四十五号及び第四百四十九号に掲げる第一種指定化学物質
第十分類（その他の単環炭化水素化合物）	令別表第一第六十八号、第六十九号、第百九十二号、第二百十九号、第二百三十四号、第二百五十七号、第二百七十号、第二百八十五号、第二百八十九号から第二百九十一号まで、第四百四号、第五百九号、第五百十三号及び第五百十四号に掲げる第一種指定化学物質	第十分類（その他の単環炭化水素化合物）	令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第百九十二号、第百九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十一号から第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定化学物質
第十一分類（多環炭化水素化合物）	令別表第一第十九号、第四十九号、第五十号、第五十五号、第五十九号、第六十三号、第百五十三号、第百六十五号、第百七十七号、第百八十六号、第二百十七号、第二百四十四号、第二百五十六号、第二百六十五号、第二百七	第十一分類（多環炭化水素化合物）	令別表第一第十五号、第十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第百十四号、第百六十号、第百八十号、第百九十号、第二百二十八号、第二百三十言耳第二百三十八号、第三百二号、第三百三号、第三百四十

	十三号、第三百十号、第三百三十四号、第三百五十言耳第三百五十二号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百九号、第四百四十号、第四百五十六号、第四百五十九号、第四百七十六号、第四百八十六号、第四百九十二号、第四百九十七号及び第四百九十八号に掲げる第一種指定化学物質		号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三号、第四百六号、第四百二十七号、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号までに掲げる第一種指定化学物質
第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）	令別表第一第二十三号、第三十号、第七十四号、第百十七号、第百二十二号、第百二十六号、第百二十八号、第百三十一号から第百三十三号まで、第百三十六号、第百四十四号、第百四十五号、第百五十二号、第百六十九号、第百七十五号、第百八十四号、第百八十五号、第百九十三号から第百九十六号まで、第百九十八号、第二百三号、第二百九号、第二百十号、第二百十八号、第二百二十号、第二百三十号、第二百三十言耳第二百三十三号、第二百三十九号、第二百五十言耳第二百五十八号、第二百五十九号、第二百六十言耳第二百六十二号、第二百八十八号、第二百九十九号、第三百二号、第三百三十三号、第三百四十四号、第三百八十五号、第三百八十九号、第四百二号、第四百七号、第四百八号、第四百十八号、第四百二十言耳第四百二十六号、第四百四十言耳第四百四十三号、第四百五十四号、第四百五十五号、第四百七十五号、第四百八十七号、第四百八十九号及び第四百九十一号に掲げる第一種指定化学物質	第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）	第一第二十二号、第四十二号、第五十四号、第五十五号、第九十二号、第九十六号、第百十五号から第百十九号まで、第百四十八号、第百五十言耳第百五十三号、第百五十五号、第百六十八号、第百七十号、第百七十言耳第百七十三号、第百八十二号、第百八十三号、第百八十九号、第百九十言耳第百九十四号、第百九十六号、第二百六号、第二百二十言耳第二百五十号、第二百六十言耳第三百三十九号、第三百四十七号、第三百六十号、第三百六十三号、第三百六十四号、第三百七十言耳第三百七十二号、第三百七十七号、第四百二号、第四百二十言耳第四百二十六号及び第四百五十二号に掲げる第一種指定化学物質
第十三分類（その他の複素環化合物）	令別表第一第十六号、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第六十四号、第六十六号、第七十言耳第八十三号、第九十二号、第九十六号、第百四号、第百十四号から第百十六号まで、第百二十言耳第百三十四号、第百三十五号、第百四十号から第百四十三号まで、第百五十五号、第百六十七号、第百七十二号、第百七十三号、第百九十九号、第二百十五号、第二百二十三号、第二百二十六号、第二百四十三号、第二百五十五号、第二百六十八号、第二	第十三分類（その他の複素環化合物）	令別表第一第二十言耳第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十言耳第九十号、第九十言耳第九十五号、第百十三号、第百四十六号、第百五十号、第百七十二号、第百八十七号、第百九十九号、第二百十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十言耳第三百二十三号、第三百二十五号、

	百六十九号、第二百七十八号、第二百八十二号、第二百八十六号、第二百八十七号、第二百九十二号、第二百九十三号、第二百九十六号、第三百十九号、第三百二十八号、第三百四十九号、第三百六十六号、第三百六十七号、第三百六十九号、第三百七十二号から第三百七十四号まで、第三百八十四号、第三百八十六号、第三百九十八号、第三百九十九号、第四百二十二号、第四百二十五号、第四百三十号、第四百三十二号、第四百三十三号、第四百七十号、第四百七十八号、第四百八十三号、第四百八十八号及び第五百三号に掲げる第一種指定化学物質			第三百二十六号、第三百三十八号、第三百四十言耳第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質

備考　表中の［　］の記載は注記である。

◇指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 35 号）

［官報］ 令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　738～739 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700738f.html

○経済産業省令第三十五号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十四条の規定に基づき、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　経済産業大臣　　萩生田光一

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成十二年通商産業省令第四百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める 。

改　正　後	改　正　前
（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法） **第二条**　法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、<u>ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールの送信、インターネットを利用した情報の提供その他の方法であって、指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が容易に閲覧できるもの</u>とする。 （提供しなければならない情報） **第三条**　指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならな	（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法） **第二条**　法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、<u>ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールの送信、インターネットを利用した情報の提供その他の方法であって、指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したもの</u>とする。 （提供しなければならない情報） **第三条**　指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならな

い。 一～七　［略］ 八　指定化学物質等の物理的化学的性状 九　当該指定化学物質等の安定性及び反応性 十　当該指定化学物質等の有害性 十一　当該指定化学物質等の環境影響 十二 前四号に定める事項の内容の要約 十三～十六　［略］ （第三条各号に定める事項の記載の方法） **第四条**　指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ七二五三に適合する記載又は記録を行うよう努めるものとする。 ２　第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載又は記録するものとする。 ３　第三条第一号イ⑷に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載又は記録するものとする。	い。 一～七　［略］ 八　当該指定化学物質等の物理的化学的性状 九　当該指定化学物質等の安定性及び反応性 十　当該指定化学物質等の有害性 十一　当該指定化学物質等の環境影響 十二　前二号に定める事項の内容の要約 十三～十六　［略］ （第三条各号に定める事項の記載の方法） **第四条**　指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ七二五三に適合する記載（法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもって提供する情報にあっては、記録）を行うよう努めるものとする。 ２　第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。次項において同じ。）するものとする。 ３　第三条第一号イ⑷に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[4] 「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」の公表について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110846.html

＜経済産業省　2022 年 3 月 31 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331008/20220331008.html?from=mj

環境省及び経済産業省は、低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のために調査方法等を「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」として取りまとめましたのでお知らせします。

■　概要

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）により、処分期間内に自ら処理し、又は他人に処理委託を行うことが義務付けられています。

PCB廃棄物の中で、機器に封入されている絶縁油中のPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物が低濃度PCB廃棄物に該当し、令和９年（2027年）３月末までに処分委託等することが義務付けられています。低濃度PCBによる汚染の可能性がある機器は、平成２年（1990年）まで行われた再生絶縁油の製造・流通・使用の過程で意図せずに汚染された可能性があり、期限内に処分するためには早期に確認する必要があります。

しかし、環境省及び経済産業省の調査によると、期限内処分に関する取組が不十分であり、また確認方法の周知が不足していることが判明したため、電気機器等を所有する中小規模事業者を対象にした低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認及び適正処理に資する手引きを作成し、改めて周知するとともに、使用中の低濃度PCB含有機器及び低濃度PCB廃棄物等の実態把握に取り組むことといたしました。

本手引きは、低濃度PCB汚染の有無等を早期に確認する必要性やその調査方法等を説明した本編と、更に詳細な調査方法等を取りまとめた（技術者向け詳細版）から構成しています。

低濃度PCB廃棄物の期限内処分のため、御協力をお願いいたします。

添付資料

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

https://www.env.go.jp/press/tebiki_220331.pdf

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117810.pdf

****

[5] 医療用エックス線装置基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第114号）

［官報］ 令和4年3月31日　号外　第70号　885～886頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700885f.html

○厚生労働省告示第百十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、医療用エックス線装置基準（平成十三年厚生労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和4年3月31日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

改　正　後	改　正　前
２　医療用エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。	２　医療用エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。
⑴　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしゃへいすること。	⑴　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしゃへいすること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　定格管電圧が 125 キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあっては、エックス線管焦点から１メートルの距離において、0.25 ミリプレイ毎時以下	ハ　定格管電圧が 125 キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあっては、エックス線管焦点から１メートルの距離において、0.25 ミリプレイ毎時以下
ニ　定格管電圧が 125 キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあっては、装置表面において、0.05 ミリプレイ毎時以下	（新設）
ホ　イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、エックス線管焦点から１メートルの距離において、1.0 ミリプレイ毎時以下	ニ　イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、エックス線管焦点から１メートルの距離において、1.0 ミリプレイ毎時以下
へ　（略）	ホ　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
４　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第２項に規定するもののほ	４　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第２項に規定するもののほ

か、次に掲げる障害防止の方法（ＣＴエックス線装置にあっては⑴に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあっては⑵に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあっては、公称管電圧 70 キロボルトで 0.25 ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造を備えること。	か、次に掲げる障害防止の方法（ＣＴエックス線装置にあっては⑴に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあっては⑵に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならない。 ⑴～⑶　（略） （新設）

****

[6] ***健康安全***

◇労働安全衛生法第七十条の二第一項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示（厚生労働省）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 72 号　15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00072/20220331g000720015f.html

健康保持増進のための指針公示第10号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持精進のための指針の一部を改正する件を次、のとおり公表する。

令和4年3月31日　　厚生労働大臣　　後藤茂之

１　名称　事業場における労働者の健康保持屠進のための指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき公表する、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年9月1日　健康保持増進のための指針公示第１号）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

３　適用日　令和4年4月1日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

◇労働安全衛生法第百四条第三項の規定に基づく労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針に関する公示（厚生労働省）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 72 号　15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00072/20220331g000720015f.html

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第２号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第104条第3項の規定に基づき、労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和4年3月31日　　厚生労働大臣　　後藤茂之

１　名称　労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生法第104条第3項の規定に基づき、労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号（平成30年9月7日）として公表した労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針について、健康保険法等の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

３　適用日　令和4年4月1日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

****

[7] ***医薬品等***

◇予防接種情報
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=fYfDr2fKXd75RNTvY

◇ＨＰＶワクチンの接種を逃した方へ～キャッチアップ接種のご案内～
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1kdcbkUgwAnmhUxY
****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇「令和４年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」を策定しました
＜農林水産省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/220331.html
農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理に不可欠なデータを得るため、農畜水産物、加工食品、飼料中の有害化学物質や有害微生物の実態調査等を実施しています。この度、「令和4年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」を策定しました。
1.概要
安全な食品の安定供給は、農林水産省の重要な任務の一つです。農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順を記述した「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を作成し、国際的に合意された枠組みに則って、リスク管理を実施しています。
リスク管理には、リスク管理措置を講ずる必要性とその具体的内容を検討したり、既に講じているリスク管理措置の有効性を検証したりするために、データを得ることが不可欠です。そこで、サーベイランス及びモニタリングを優先的に実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを明示した、有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画　(以下「中期計画」という。)　をそれぞれ策定しています。
今般、中期計画のほか、これまで実施したサーベイランス及びモニタリングの結果やリスク管理の進捗状況並びに消費者、生産者、食品事業者等の関係者及びリスク評価機関の意見・情報等を考慮し、令和4年度に調査を行う危害要因、対象品目及び調査点数を明示した有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画を策定しました。
詳細は、添付資料をご覧ください。
2.今後の対応
年次計画に基づいて、有害化学物質については延べ45件の調査を、有害微生物については延べ13件の調査を実施します。
各調査は実施要領、仕様書等を定め、必要に応じて、都道府県、事業者等の協力を得た上で、民間分析機関、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、調査分析を実施します。
民間分析機関に調査分析を委託する場合には、順次、一般競争入札により委託先を選定しますので、農林水産省の調達情報をご確認ください。
調査の結果は「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて公表を行います。また、食品の安全性を向上させる措置の必要性やその具体的内容の検討、既に講じている食品の安全性を向上させる措置の有効性の検証・見直しに活用します。
3.用語の解説
リスク管理：すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと。
サーベイランス：問題の程度又は実態を知るための調査のことを指す。例えば、ある危害要因がどのような食品にどの程度含まれているのかを把握するための調査が該当する。調査の結果は、食品中の実態把握、摂取量の推定、基準値の検討、実施したリスク管理措置の有効性の検証等に活用する。
モニタリング：矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のことを指す。例えば、飼料中に含まれる有害化学物質について、農林水産省が設定した飼料中の基準値を超過していないかを確認する一連の検査が該当する。調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用する。
****

[9] ***温暖化対策関係***

◇日本とバングラデシュの間で二国間クレジット制度（JCM）のクレジットが初めて発行決定されました

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110810.html

****

[10] ***環境安全関係***

◇（仮称）　新城・設楽風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110836.html

---

◇佐賀県玄海町バイオガス発電事業への出資決定について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110796.html

****

[11] ***環境教育***

◇環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」の作成について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110831.html

****

[12] ***省エネルギー***

◇工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業省告示第 81 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 70 号　927～930 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700927f.html

---

◇一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（経済産業省告示第 82 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 70 号　930 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700930f.html

---

◇事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の全部を改正する告示（経済産業省告示第 81 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 70 号　930～936 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700930f.html

---

◇省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用を開始します

＜経済産業省　2022 年 3 月 31 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331007/20220331007.html?from=mj

電力・ガス会社等のエネルギー小売事業者による省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度を調査し、取組状況を評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）を令和4年度より本格運用を開始します。

1. 背景

令和4年10月に策定された第６次エネルギー基本計画においては、家庭部門で1,200万kl（原油換算）の省エネルギーが見込まれており、カーボンニュートラルの実現に向けて重要な要素となっています。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」において、エネルギー小売事業者は、一般消費者に対し、「エネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない」と規定されています。この規定に基づき、令和3年1月から「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」において、エネルギー小売事業者が一般消費者に提供すべき情報の内容や提供方法、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みについて審議し、これらの審議を踏まえ、本日、関係告示等を改正しました。この改正を受けて、令和4年度から「省エネコミュニケーション・ランキング制度」の本格運用を開始致します。

2. 省エネコミュニケーション・ランキング制度
本制度は、電力・ガス会社等のエネルギー小売事業者による省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度を調査し、取組状況を毎年度評価・公表する制度です。これにより、一般消費者に電力・ガス会社等のエネルギー小売事業者を選択する際の参考にしていただき、提供された省エネルギー情報を元に一層の省エネルギーに取り組んでいただくこと、また、電力・ガス会社等のエネルギー小売事業者による更なる情報提供を促すことを目的としています。
星５つロゴ画像評価が星5つの場合
星３つロゴ画像評価が星3つの場合
制度のロゴ
3. 改正した告示等
一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部改正
事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の改正
エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの改訂
****

[13] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業）の公募について
＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110822.html
---

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）の公募について
＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110821.html
---

◇令和３年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の公募開始について
＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110808.html
---

◇令和４年度科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」の公募について
＜文部科学省　2022 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageXac4QmD6Sd9bJ

[公募結果、意見募集結果]

◇「有明海・八代海等総合調査評価委員会中間取りまとめ」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110753.html
---

[統計資料]

◇最近の医科医療費（電算処理分）の動向　令和３年度 11 月号
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w1JJe1A11Rzzl1lY
◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和３年度 11 月号
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1URfbUYjwwrlgQ9Y
◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向　令和３年度 11 月号
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=HeejzweqPb6ZJLWPY
****

[14] ***その他省庁発表***

◇「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について
＜文部科学省　2022 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageXac4QmD6Sd9bK

◇「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」、「ヒト ES 細胞の使用に関する 指針」及び「ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針」の一部改正について
＜文部科学省　2022 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageXac4QmD6Sd9bL

◇「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う 研究に関する指針」の一部改正について
＜文部科学省　2022 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageXac4QmD6Sd9bM
****

[15] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第３６回放射性廃棄物ワーキンググループ
　　４月７日
＜経済産業省　2022 年 3 月 31 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44388
　　最終処分に関する最近の取組と今後の対応課題

[開催記録、報告、資料等]

・第 12 回化学物質による疾病に関する分科会　議事録　　１月 24 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzl9Edl042BH-gRRY
（１）労働基準法施行規則第 35 条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について
（３）その他
・産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　高圧ガス小委員会（第２１回）　　3 月 31 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 31 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44289
1. 令和３年の高圧ガス事故
2. 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案
3. 高圧ガス分野の行政手続の電子化
4. 高圧ガス保安法の国家試験の手数料見直し
5. 高圧ガス設備の国内規格策定に向けた動き（供用適性評価）
6. 特定設備検査合格証の返納に係る対応
・戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部（第１回）を開催しました　　3 月 31 日
＜経済産業省　2022 年 3 月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331013/20220331013.html?from=mj
　　「ウクライナ情勢を踏まえた緊急対策」
・「水銀に関する水俣条約第４回締約国会議第二部」の結果について
＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110815.html
＜経済産業省　2022 年 3 月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331009/20220331009.html?from=mj
　令和４年３月21日（月）から同年３月25日（金）まで、インドネシア・バリにおいて「水銀に関する水俣条約第４回締約国会議第二部」が開催されました。今次会合では、条約の有効性評価の枠組みや水銀添加製品の規制の見直し等に関する議論が行われ、条約の有効性評価の枠組みが決定されたほか、電球形蛍光ランプなどの製造等を2025年末に禁止することに合意されました。
　本会合は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、現地参加の政府代表団の規模を限定して開催されまし

た。

１．概要

令和４年３月21日（月）から同年３月25日（金）まで、インドネシア・バリにおいて「水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）第４回締約国会議第二部」（COP4.2）※が開催されました。

会合には400名程度が現地参加し、日本からは外務省、経済産業省及び環境省の担当者が現地で交渉に臨みました。このほか、対面会合に参加できない国はオンラインで参加しました。

※　第４回締約国会議第一部は昨年11月１日（月）～５日（金）にかけてオンライン形式で開催され、2022年の予算及び作業計画が採択されました。

２．主な結果

条約の有効性評価の枠組みや附属書A及び附属書Bの見直し等の事項について、事務レベルでの議論が行われました。また、インドネシア政府によって水銀の違法貿易に関する「バリ宣言」が表明されました。

（１）条約の有効性評価

条約第22条では、条約の発効から６年以内に条約の有効性評価（条約に基づく措置が条約の目的の達成に効果を上げているかを評価）を開始し、その後締約国会議が定める周期で定期的に評価を実施することが定められています。今次会合は、条約の発効から６年以内に開催される最後の締約国会議であったことから、有効性評価を実施するための枠組みについて議論されました。

議論の結果、新たに設置される有効性評価グループ（Effectiveness Evaluation Group）及びオープンエンド科学グループ（Open-ended Scientific Group）並びに事務局によって作成される計画や報告書が決定され、オープンエンド科学グループの設置要綱が定められました。有効性評価グループの設置要綱については、第５回締約国会議（COP5）において議論を継続することとされました。

（２）附属書A及び附属書Bの見直し

条約第４条及び第５条では、条約の発効から５年以内に規制対象の水銀添加製品（附属書A）及び水銀を使用するプロセス（附属書B）を見直すことが定められており、また、附属書の改正を検討してもよいこととされています。このため、COP3において設置された専門家会合において各種製品・プロセスの代替技術の動向が調査され、報告書が提出されたほか、ＥＵ、アフリカ諸国、スイス及びカナダから、16種類の水銀添加製品及び水銀を使用するプロセスに関する規制の追加又は見直しの提案が提出されました。

議論の結果、電球形蛍光ランプなどの８種類の水銀添加製品について2025年末までに製造・輸出入を廃止すること、歯科用水銀アマルガムの段階的削減に向けた追加的措置をとることを内容とした附属書Aの改正が採択されるとともに、COP5において、ボタン電池や直管形蛍光ランプなど４種類の水銀添加製品の廃止期限等を引き続き議論することとされました。

（３）水銀の水・土壌への放出

条約第９条に基づき、水・土壌への水銀放出の重要な発生源については放出インベントリを作成・更新することとされています。

今次会合では、締約国が放出インベントリを作成する際の参考資料として、放出インベントリ作成に関するガイダンス文書が採択されました。また、COP5に向けて、重要な発生源における水銀放出量を削減するための利用可能な最良の技術や環境のための最良の慣行（BAT／BEP）に関するガイダンス文書の作成作業に着手することが決定されました。

（４）水銀廃棄物の閾値

条約第11条では、締約国会議において条約の対象となる水銀廃棄物の閾値（濃度の基準）を決定することとされています。

今次会合では、水銀廃棄物の３つの区分のうち主に「水銀汚染物」に関する議論が行われました。水銀の一次採掘以外の鉱山採掘により発生する尾鉱（低品位で廃棄する鉱石）は、含有濃度が25mg/kg超であって溶出濃度が0.15mg/L超のものを対象とすることが決定されました。また、その他の水銀汚染物の閾値については、COP5までに締約国に情報提供を呼びかけた上で、技術専門家グループに更なる検討を依頼すること等が決定されました。

（５）国別の条約実施状況報告

条約第21条では、締約国会議が定める周期で各国の条約実施状況を報告することが定められており、2019年末

に簡易版の報告が、2021年末に報告が提出されています（その後はそれぞれ４年ごとに提出)。

今次会合では、2019年末の簡易版報告を通じて特定された報告様式の改善や条約義務の明確化が提案され、決議されたほか、COP5に向けて、条約事務局が2021年末の報告の経験から更に報告様式の改善や条約義務の明確化が必要な事項を特定・提案し、報告ガイダンス案を改善することが決定されました。

（６）運営にかかる事項

上記のほか、2023年の予算・作業計画や、条約の資金メカニズムのレビューの進め方等について議論され、決定されました。

（７）バリ宣言

COP4をホストしたインドネシア政府の主導により、水銀の違法貿易を防止するための国際協調を強化することを目的とした「バリ宣言」が作成され、会議の初日（３月21日）に表明されました。アジア太平洋地域（日本を含む。)、アフリカ地域、中南米地域などから宣言を支持又は歓迎する旨の表明がありました。

３．関連イベント

会合前の３月９日には日本とインドネシアの二国間協力事業の紹介を行うオンラインのサイドイベントを開催したほか、会合期間中には日本やインドネシア等のユースによる水銀対策に関する対話ビデオが会場や条約事務局ホームページで放映・掲載されました。

４．今後の予定

第５回締約国会議は、2023年10月30日から同年11月３日までスイス・ジュネーブにて開催される予定です。

****

[16] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・北海道の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ簡易検査陽性について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110889.html

・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 57 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/110888.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220331.html

---

◇***その他***

・ウクライナの大学教員など「学生の受け入れに協力を」

＜NHK　2022 年 4 月 2 日＞

https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220402/1000078568.html

ウクライナの大学教員らが参加するオンラインの会見が開かれ、教員らはロシアの軍事侵攻によって現地の学生は勉強を諦めざるを得ない厳しい境遇に置かれているとして、涙を流しながら受け入れへの協力を訴えました。

会見は、ウクライナの学生を日本の大学や日本語学校に受け入れる取り組みを進めている民間の支援団体と日本国際基督教財団がオンラインで開きました。

この中で、キーウ国立言語大学日本語学科の教員でドイツに避難しているイリーナ・シェペルスカさんは「ウクライナには１日も早く日本で勉強したい学生がたくさんいます。しかし家族を置いてウクライナを離れることはできないとして、家族と一緒に支援を求めている人もいます。なんとか学生に勉強を続けるチャンスを与えてほしいです」と涙を流して受け入れへの協力を訴えました。

また、リビウ国立工科大学ウクライナ日本センター長のイゴル・ゾリーさんは「学生たちはオンラインで授業を受けていますが、サイレンが鳴ったらシェルターにすぐに避難しなければなりません。ネットの接続も悪く、勉強を諦めざるを得ません」などとして、学生たちが厳しい境遇に置かれていることを説明しました。

会見を主催した団体「パスウェイズ・ジャパン」によりますと、先月２２日に始めた日本への受け入れ募集にはこれまでに２８１人の学生から応募があったということで、受け入れ先の大学などをさらに広げていきたいとしています。

・医学部付属病院の院長決まらぬまま、大阪公立大が開学へ
＜朝日新聞　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ306GVHQ30PTIL02J.html
4 月 1 日に開学する大阪公立大の医学部付属病院の院長が決まらない問題で、候補者を推薦する選考会議側が設置した第三者委員会が 31 日、「決議に瑕疵（かし）があったとは評価できない」とする調査報告書を公表した。委員を務めた弁護士の小林敬氏は、公立大学法人大阪（西沢良記理事長）が、荒川哲男候補（現・大阪市立大学長）を再考するよう求めたことについて、「実質的な理由のないまま結論を覆すのは裁量権の逸脱だ」と述べた。
　一方、法人側は院長の職務代理者として 4 月 1 日付で中村博亮副院長を任命すると発表した。
　また、院長の選考に関する規程を改め、付属病院のガバナンスを強化するため、経営審議会の外部委員 8 人による「ガバナンス改革部会」を設置する。選考会議メンバーの内部委員と外部委員の割合についても見直しを進めるという。

・解任された旭川医科大の病院長が復職　コロナ対応めぐり前学長と対立
＜朝日新聞　2022 年 4 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ412PD1Q30IIPE00Z.html
　国立の旭川医科大学（北海道旭川市）は 31 日、付属病院長を昨年解任された古川博之氏（67）について、4 月 1 日付で副学長兼病院長として復職させる予定だと、教職員に伝えた。
　古川氏は新型コロナ患者受け入れをめぐり、2020 年冬、当時の吉田晃敏学長と対立。吉田学長から「受け入れてもいいが、代わりにお前がやめろ」などと言われたと報道機関に明らかにし、「大学を混乱させた」として、21 年 1 月に解任された。
　その後、吉田学長の解任を求める運動が広がり、6 月に学長選考会議が吉田学長の解任を文部科学相に申し出た。しかし、文科省での審議が長引いたため、今年 2 月末に学長選考会議は解任申し出を取り下げ、辞表を提出していた吉田学長の辞任が決まった。
　新学長には 4 月 1 日付で西川…

・神戸大が起業部を設立へ　本気で起業めざす学生を募集
＜朝日新聞　2022 年 4 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3074GNQ3JPIHB02C.html
【兵庫】神戸大学は新年度、起業をめざす学生のための部活動「起業部」を設立する。部員は起業の実務やビジネスプランづくりを実践的に学び、資金調達もめざす。大学が持つ人材や技術を起業に生かそうと進める同大の取り組みの一環で、資金を出す大学ファンドの創設など環境整備も本格化させる。
◇
　起業部の顧問に就くのは神戸大産官学連携本部の熊野正樹教授（48）。2014 年、勤めていた熊本市の崇城大学で日本初の大学公認の起業部を作り、九州大でも部を立ち上げた経験がある。起業したい学生がいるのに、大学に実践的な教育の場がないことに疑問を感じていた。
　熊野教授によれば、10 年代後半には国がスタートアップ創出や起業家教育に力を入れるようになり、大学の起業部は増えた。神戸大は十数カ所目になるという。「いろいろな学部の学生がそれぞれの得意分野を持ち寄り、ビジネスを生み出すのが面白い」と魅力を語る。
　神戸大では 4 月に説明会を開いて部員を 50 人ほど集める。対象は「本気で起業する意志のある学生」だ。
　部員は5月から活動を始め、資金の集め方など実務を学ぶほか、3〜4 人のチームでビジネスプランを作ったり、外部講師を招いて体験を聞いたりする。秋以降には起業アイデアを競い合うコンテストに出場し、出資を受けて実際に起業するのが目標だ。「部から全国優勝するチームを出したい」。熊野教授は意気込む。
　3 月上旬、立ち上げメンバーの学生 10 人ほどがオンラインで集まり、部員募集のため SNS での告知や、説明会で何をするかを話し合った。
　新 4 年生の林勇希さん（21）は、起業への思いを「大学の授業がきっかけ。0 から 1 を作るのが楽しそう。自由なイメージもある」と話す。
　新 3 年生の飯田璃音さん（21）はすでに事業の経験がある。昨年、三宮でバーを立ち上げたが、人材集めなどに難しさを感じてきたという。これまでは大阪で個人が主催するビジネスの勉強会に参加していたが、「大学で学

べるのは良いチャンス。頭の中にあるいろいろな事業アイデアを実現させて、神戸に爪痕を残したい」と意気込んだ。

◇

神戸大は2年ほど前から、大学発の起業を支援する体制づくりを進めてきた。担当者は「大学の研究成果を社会に還元しようとする大きな流れがあり、方法の一つとして起業が注目されている」と説明する。

2020年3月には大学の持つ技術を企業に活用してもらう「技術移転」などを進めるため、同大100%出資の「株式会社神戸大学イノベーション」を設立。大学発ベンチャーの事業計画の策定支援などもしてきた。

新年度には数十億円規模の大学ファンドを作り、大学発ベンチャーや起業部から生まれるビジネスに出資する予定だ。

昨年10月には起業家教育の拠点「アントレプレナーシップセンター」ができた。今秋をめどに、起業について学ぶ科目をセンターが集約・拡充する予定だ。センター長は熊野教授が務め、起業部はセンターの事業の一つという位置づけになる。

熊野教授は「近年は投資家や自治体の支援など『起業を支える環境』が充実する一方で、肝心の『起業する人材』が不足している」と指摘する。特に地方では、起業をめざす若者がノウハウや経験を得やすい東京に流出してしまっている問題があるという。

「東京に行かなくても学べる機会を提供することは重要だ。関西は神戸、大阪、京都があり、街のパワーが大きい。行政とも協力し、盛り上げに貢献していきたい」

・工夫だったのに…　早大のオンライン不正受講、学生が語る「事情」

＜朝日新聞　2022年3月31日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ304D1ZQ2XDIFI015.html

オンラインで視聴する授業動画を、何本も同時に再生した学生が多数いることが判明した早稲田大学。この授業の成績について大学側は、同時再生した学生は「不可」にすると受講者に通知し、成績は今月1日に発表された。しかし、「不可にする前に事情を聴いてほしかった」と話す学生もいる。どんな「事情」があったのか。

早大生100人、オンライン不正受講で「不可」　複数授業を同時再生

早大によると、問題となったのは、商学部の必修科目として2021年度秋学期に開講された「ビジネス法入門」。新型コロナ対策のため、学生たちは教室での対面授業を受ける代わりに、教育支援ソフト「Moodle（ムードル）」で授業動画をオンラインで視聴することに。単位を取るには期限内に全て見終える必要があった。

この授業動画を巡っては、何本も同時再生させていた学生がいたことが2月に表面化した。その数は100人ほどになるとみられる。大学は、本来は各動画を1本ずつ視聴しなくてはならないとして同時再生を不正行為と判断。同時再生した学生の成績を「不可」とする方針を示していた。

学生「僕たちの言い分も聞いてほしい」

この授業を受けた複数の学生によると、各動画は、初回視聴時はスキップ再生できない設定になっており、2度目以降は、任意のところから再生できるようになっていたという。

今回、成績が「不可」となっ…

****

[付録]

◇消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布

＜総務省消防庁　2022年3月31日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220331.pdf

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和４年２月17日から令和４年３月18 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、４件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

１ 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の改正及び畜舎等に係る基準の特例の細目の制定を行うものです。概要については、別紙２を御覧ください。

（１）畜舎等における消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例に関する事項

（２）消防設備士免状・危険物取扱者免状の写真に関する事項

２ 意見公募の結果

消防法施行令の一部を改正する政令（案）、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）、畜舎等の基準の特例の細目（案）の内容について令和４年２月17日から令和４年３月18日までの間、意見を公募したところ、４件の御意見がございました。

いただいた御意見及び御意見に対する総務省の考え方の詳細は、別紙１のとおりです。

３ 政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「消防法施行令の一部を改正する政令」、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」及び「畜舎等の基準の特例の細目」を令和４年３月31日に公布しました。

別紙２

消防法施行令の一部を改正する政令等について

令４年３月
消防庁予防課
消防庁危険物保安室

【改正概要】

消防法施行令別表第一（15）項に掲げる防火対象物のうち畜舎等について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置基準に係る規定の整備を行うほか、消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真の規格に関する事項について所要の改正を行うものである。

【改正法令等】

・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）
・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）
・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。）
・畜舎等に係る基準の特例の細目（新規制定）

１．消防法施行令の一部を改正する政令について

【改正理由】

規制改革実施計画（令和２年７月 17 日閣議決定）において、一定の要件を満たした畜舎について建築基準法の適用を除外するための所要の法整備を行うこととされたことを受け、第 204 回国会において畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号。）が制定された。

また、同計画において、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、（中略）規制の見直しを行う必要があるか検討を行う」とされたことを契機として、消防庁では、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施するとともに、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、実態に即して合理的で統一的な基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

現行の消防法令において、いわゆる畜舎等は、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となるが、実際には、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、令第 32 条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例が多い（畜舎全体の８割弱が令第 32 条の特例適用により消火器のみを設置）状況である。

今般、そうした特例適用の状況等も踏まえ、政令においても、畜舎を含む令別表第一（15）項に掲げる防火対象物について、規則で定める消防用設備等の設置で足りることとする特例を定めることができることとするための規定を設けるものである。

【施行期日】　令和４年４月１日

２．消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

（1）畜舎等に係る基準の特例に関する事項

【改正概要】

「1 消防法施行令の一部を改正する政令」に基づき、畜舎のほか、当該畜舎の関連施設（※）や堆肥舎について、次の要件①②を満たす場合は、消防用設備等の設置について適用する基準の特例を定めるもの。

※ 搾乳施設及び畜舎に附随する集乳施設。

① 防火上及び避難上支障がないこと

② 周囲の状況から延焼防止上支障がないこと

＜基準の特例の概要＞

○ 消火器具

実態に応じて設置基準を緩和する。

現行基準	緩和基準
各部分から 20 メートルごとに配置する。	専ら家畜の飼養又は排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く各部分から 20 メートルごとに配置する。

○ 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備

現行基準	緩和基準
防火対象物の面積、階、構造等により設置する。	設置を不要とする。

○ 自動火災報知設備・非常警報設備

原則、設置は不要。ただし、畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられる場合において、当該部分が一定規模以上（※）となる場合は、出火の危険や避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、設置を必要とする。

※ 一般的な事務所用途の建物において自動火災報知設備や非常警報設備の設置が必要となる規模。

	現行基準
自動火災報知設備	・延べ面積 1,000 ㎡以上のもの ・地階、無窓階又は３階以上の階で、床面積が 300 ㎡以上のもの
非常警報設備	・収容人員が 50 人以上のもの ・地階及び無窓階で、収容人員が 20 人以上のもの

※ ただし、自動火災報知設備及び非常警報設備の設置が必要となる場合であっても、実態を踏まえ、専ら家畜の飼養に供する部分には、地区音響装置の設置は要さないものとする。

○ 誘導灯・誘導標識

	現行基準	緩和基準
誘導灯	無窓階及び 11 階以上の部分	無窓階は、設置が必要。ただし、各部分から二方向に避難可能で、かつ、避難口を見とおし、識別できる構造を有するなど、避難が容易である場合は、設置は不要。
誘導標識	全ての防火対象物 （誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。）	

○ 消防用水

畜舎等が広い敷地に存する大規模なものである場合は、設置が必要。ただし、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、設置基準について、以下のとおり実態を踏まえた緩和を行う。

① 木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、設置基準を緩和（5,000 ㎡以上→10,000 ㎡以上）

	現行基準	緩和基準
耐火建築物	１階及び２階の床面積の合計が 15,000 ㎡以上のもの	１階及び２階の床面積の合計が 15,000 ㎡以上のもの
準耐火建築物	１階及び２階の床面積の合計が 10,000 ㎡以上のもの	１階及び２階の床面積の合計が 10,000 ㎡以上のもの
耐火建築物、	１階及び２階の床面積の合計が 5,000 ㎡	１階及び２階の床面積の合計が 5,000 ㎡以

準耐火建築物以外	以上のもの	上のもの ただし、木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、床面積が 10,000 ㎡以上のもの

② ２以上の畜舎が接続される場合において、延焼防止上支障のない場合（※）は、別の建物とみなす。
※ 各畜舎が延焼防止上支障ない構造（可燃材料を用いない等）で、相互間の距離が６メートルを超え、かつ、接続部分が延焼上支障のないよう措置（不燃材で造り、可燃物を存置しない等）した場合
【施行期日】　　令和４年４月１日
（２）消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真の規格に関する事項
【改正概要】
政府の規制改革の取組において、身分証や資格試験で提出を求める写真のサイズ等の集約が推進されているところ、規則及び危規則において定められている写真のサイズについて必要な見直しを行うもの（見直し対象は以下のとおり。）。

規定	現行サイズ	改正後サイズ
消防法施行規則第 33 条の６第３項（第 33 条の７、第 33 条の 13 で準用する場合も含む。）	上三分身像の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝	上三分身像の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの
危険物の規制に関する規則第 52 条第２項第１号（第 53 条、第 58 条で準用する場合も含む。）	上三分身像の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝	上三分身像の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの

※ 見直しはパスポート規格の写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの）について追加で定めるものであり、従前の写真についても引き続き使用して差し支えない。
【施行期日】　　公布の日から施行する。
３．畜舎等に係る基準の特例の細目について
【概要】
「２（１）畜舎等に係る基準の特例に関する事項」に関連し、規則第 32 条の３第２項及び第３項の基準の特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準並びに当該基準の特例の細目について定めるもの。
① 特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準
・規則第 32 条の３第１項第１号の防火上及び避難上支障がないものについて
・規則第 32 条の３第１項第２号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものについて
② 基準の特例の細目
・規則第 32 条の３第３項の規定の読み替え後の令第 27 条第１項第１号及び第２項の消防庁長官が定める構造について
・規則第 32 条の３第３項の規定による読み替え後の規則第６条第１号の消防庁長官が定める部分について
・規則第 32 条の３第３項の規定による読み替え後の規則第 24 条第５号ニ及び第 25 条の２第２項第１号ハの消防庁長官が定める部分について
・規則第 32 条の３第３項の規定による読み替え後の規則第 28 条の２第１項第３号ロ、第２項第２号ロ及び第３項第３号ロの消防庁長官が定める部分
・規則第 32 条の３第４項の消防庁長官が定める基準
【施行期日】　　令和４年４月１日
********** 以上 **********